

第 6264 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月21日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	---

♠ 慰安旅行費用

Q：今期は、かなり利益が見込めるので、社員旅行を海外に行こうかと思っています。この費用は、どのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

会社が、その従業員のレクリエーションのために、社会通念上一般に行われていると認められる慰安旅行費用を負担した場合、その旅行に参加したこれら従業員が受ける経済的利益については、その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員の参加割合、会社及び参加従業員の負担額や負担の割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととなっていますが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として、福利厚生費として取り扱うことが認められています。

- ①その旅行に要する期間が4泊5日(目的地が海外ならそこにおける滞在日数によります)以内のものであること
- ②その旅行に参加する従業員の数が全従業員(工場、支店等で行う場合には、その工場、支店等の従業員)の50%以上であること
- ③その旅行により受ける従業員の経済的利益があまりに多額(国税庁のHPでは10万円の例示が載せてあります)でないこと

したがって、慰安旅行の費用がこれら3つの要件のいずれも満たしていれば、全額損金の額に算入することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】